

## 議題

## 山形県地域公共交通計画の変更について

## 1 概要

山形県地域公共交通活性化協議会要綱第 3 条及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のことについて協議するもの。

- ・ 山形県地域公共交通計画本文内の「7. 目標達成のための施策・事業」に記載されている市町村の各事業について、現在記載されている取組みに加え、各市町村において新たに実施または検討した取組みを追記・修正するもの。（なお、計画に市町村の事業を掲載することを市町村総合交付金（改善支援型）の対象要件の一つとしている。）
- ・ 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、現在認定を受けている補助対象事業の内容から令和 5 年 4 月 1 日からのダイヤ改正等の内容の反映
- ・ その他、現況に即した所要の改正

## 2 変更内容

○計画本体の修正 資料 1 - 2 地域公共交通計画新旧対照表

- ・ 「施策・事業 1 - 1 - 2（山形県地域公共交通情報共有基盤を活用したオープンデータ活用促進事業）」に係る市町村の事業一覧の更新（133, 134 頁）
- ・ 「施策・事業 2 - 1 - 2（市町村営交通における交通系 IC カード導入の促進）」に係る市町村の事業一覧の更新（136, 137 頁）
- ・ 「施策・事業 2 - 2 - 1（待合施設の整備による乗継利用の促進）」に係る市町村の事業一覧の更新（138 頁）
- ・ 「施策・事業 2 - 2 - 2（交通拠点・機関のバリアフリー化の促進）」に係る市町村の事業一覧の更新（139, 140 頁）
- ・ 「施策・事業 3 - 2 - 1（地域内交通ネットワークの確保・維持・改善）」に係る市町村の事業一覧の更新（148, 149, 152 頁）

など

○計画本体の「別紙」の更新 資料 1 - 3 ~ 5

計画本体の「別紙」として位置付けている「地域間幹線系統」及び「地域内フィーダー系統」の地域公共交通確保維持事業の詳細について、令和 5 年 4 月 1 日からのダイヤ改正等の内容の反映